

#### ④ ボランティア活動（社会福祉協議会）

- 行政、住民組織、NPO・ボランティア団体、企業など多様な主体が互いに支え合い、共に助け合う、共助の地域づくりを推進することが重要です。そのなかで、高齢者が介護サービスや見守りを受け手としてだけでなく、自身が地域の担い手として、ボランティア活動などを通じ、自らの生きがいづくりや、健康づくりに資すると同時に地域で役割を持っていきいきと活躍できるよう、関係課及び関係団体と協議しながら必要な支援を行います。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録数・個人(人)	259	207	185	170	170	170
登録数・団体(団体)	91 団体 1,549	90 団体 1,488	93 団体 1,390	90 団体 1,200	90 団体 1,200	90 団体 1,200

#### ⑤ 瑞穂大学（寿学部）（生涯学習課）

- 60 歳以上のかたを対象に、瑞穂大学寿学部を総合センターで実施します。「一今 の積み重ねが人生ー『人生は一瞬一瞬に生命がある』」をモットーとして、月1回 程度の講座と年1回の社会見学を行います。講座終了時に簡単なストレッチ体操を行います。

#### ⑥ 瑞穂大学（女性学部）（生涯学習課）

- 成人女性を対象に、瑞穂大学女性学部を総合センターで実施します。知性と教養の向上をめざし、「夢を求めて、心を磨き、知恵を磨く」場を設定し、「新しい自分と出会い」をモットーとして、月1、2回程度の教養講座に加え、年1回の社会見学を行います。

⑦ 瑞穂大学脳力活性学部「おじいちゃん・おばあちゃんも学校へ行こう」  
(生涯学習課)

- 高齢者が学校へ登校し、国語や算数、英語、家庭、音楽、図工等の授業に取り組んだり、子どもたちと触れ合ったりする中で、楽しみながら「脳」の活性化を図り、いつまでもいきいきと過ごすことができるよう支援します。年度ごとに開講する学校を変えながら、より楽しく効果的に学習が行えるよう授業内容を検討していきます。

⑧ 多世代交流事業（地域福祉高齢課、社会福祉協議会）

- ボランティアやスポーツ、文化活動等を通して、高齢者とその他の世代との交流を進め、親睦を深めることで、世代や立場を超えてお互いに協力し合う心を養い、地域の活性化及び高齢者の生きがいを創出します。

⑨ 老人福祉センター（地域福祉高齢課）

- 高齢者のニーズ把握に努め、施設運営に反映していき、より高齢者の利用しやすい施設運営を行っていきます。施設の老朽化や非バリアフリー等の問題にも対応するため、関係機関と協議を進めます。





## 地域包括ケアシステムの構築に向けたまちづくり

### 現状と課題

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していくことが求められています。

本市では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送るために必要な相談・援助を行っていますが、家族関係、生活困窮、住宅の環境の悪化についてなどの生活全般に関する相談が増加しています。今後、介護だけでなく幅広い相談に対応するため、関係機関の情報を収集するとともに、必要なサービスにつないでいくよう地域包括支援センターの機能強化が必要です。

また、介護を受けることになった場合に「自宅で介護を受けたい」高齢者の割合が一般高齢者で約5割となっています。また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が約1割となっており、高齢者のニーズを踏まえ、生活支援サービスの充実など、在宅生活に対する支援の充実を図ることが重要となってきます。

今後、在宅で医療と介護のサービスを必要とする高齢者が増加することが予測され、在宅で専門的な医療を受けられる体制づくり、医療と介護従事者との連携体制の強化が必要です。



## (1) 地域包括支援センターを中心とする体制の充実

### 今後の方向性

高齢者が介護や支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの機能の強化を図ることで、高齢者一人ひとりの状態やニーズなどに応じた介護、医療、介護予防、住まい、生活支援のサービスを適切かつ効果的に提供できる体制の整備や相談体制の強化を進めます。地域の課題を把握し、問題解決につなげるため、地域ケア会議の充実を図り、多職種による専門的視点を交え、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を見出し、地域に必要な資源開発や地域づくりにつなげます。

#### ① 地域包括支援センター（地域包括支援センター）

- 地域包括支援センターは、介護予防事業ケアマネジメントの実施や総合相談、そして地域の高齢者実態把握や介護以外の生活支援サービスとの調整、また虐待の早期発見、防止などや支援困難な事例に関する介護支援専門員の助言・ネットワークづくりなどの地域ケア支援を実施します。
- 高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送るために必要な相談・援助を行っています。
- 今後も地域に密着した活動の展開に向けて、民生委員・児童委員やボランティア団体をはじめとした地域団体、市、社会福祉協議会、病院や介護サービス事業者とのネットワークづくりを行います。
- 市及び社会福祉協議会が行う高齢者向けのサービスを掲載した情報誌「シルバー便利帳」（年1回更新）や地域包括支援センターだより等を作成し、広く周知を図っていきます。

#### ② みずほケアマネサロン（地域包括支援センター）

- 市内の主任介護支援専門員と連携し、2か月に1回、事例検討会を開催します。
- サロンを通して、地域包括支援センターと介護支援専門員の継続的なネットワーク形成と介護支援専門員のスキルアップを図ります。

### ③ 小地域ケア会議（地域包括支援センター）

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるために、多職種、地域の介護支援専門員、民生委員・児童委員等より相談を受けた個別ケースについて、地域住民及び関係機関を交え問題解決に向けて開催します。
- 個別の課題から地域の課題を把握し、地域ネットワークの構築に向けて市の地域ケア推進会議に提言していきます。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
会議開催数(回)	8	7	6	8	14	14

### ④ みずほ生き生きサポーター養成・スキルアップ研修事業 (地域包括支援センター)

- 介護予防の必要性・方法を学び、各自が介護予防を通して健康増進を図るとともに、サポーターとしての活動を通して社会参加、地域貢献を行うことで、住み慣れた地域で生活し続けられるまちにしていくために実施します。また、サポーター活動を地域で展開していくための協議・活動につなげます。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
初級受講者(人)	27	38	/			
中級受講者(人)	28	21	/	20	20	20
上級受講者(人)	23	19	/			

## (2) 身近な地域における相談体制の充実

### 今後の方向性

高齢者の幅広い問題について相談できる体制を身近な地域で確保することで、高齢者やその家族が安心して暮らせる環境を整備します。

#### ①福祉総合相談センター（社会福祉協議会）

- 幅広い分野にわたる様々な相談に対応できるよう各種相談を定期的に行っていきます。
- 事業を通じて普及啓発活動を行うとともに、各施設においてもPRを続けていき、より利用しやすい相談窓口となるよう努めます。

事業名	事業内容	
障がい者相談支援事業	障害福祉サービスの利用についての相談、計画作成を行います。	
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の問題解決に関する相談支援、計画作成を行います。	
日常生活自立支援事業	認知症等の方の福祉サービス、金銭管理を行います。	
貸付事業	生活困窮者等の生活資金の貸付を行います。	
各種相談事業	・幅広い分野にわたる様々な相談に対応できるよう各種相談を定期的に行っていきます。 ・広報のみならず、各施設においてもPRを続けていき、より利用しやすい相談窓口となるよう検討する必要があります。	
	事業名	事業内容
	①心配ごと相談	民生・児童委員による相談を実施しています。
	②無料法律相談	弁護士による相談を実施しています。
	③女性のための法律相談	女性弁護士による相談を実施しています。
	④人権相談	人権擁護委員による相談を実施しています。
	⑤行政相談	行政相談員による相談を実施しています。

## ② 在宅介護支援センター（地域福祉高齢課）

- 高齢者及びその家族の在宅介護、予防、生活支援等の各種相談に応じたり、継続的な見守りが必要な中間対象者を中心に、実態把握訪問を行っています。
- 対象者の状態変化や緊急的な対応が必要となった場合は、地域包括支援センターと連携しながら支援の方向性を検討していきます。
- 相談窓口の充実のため、今後、センターの機能強化を継続的に図っていきます。

## ③ 相談窓口のアウトリーチ（地域包括支援センター・社会福祉協議会）

- 各種相談事業を、より身近な場所や高齢者が立ち寄りやすい場所等で開催することにより、地域で孤立している高齢者等を把握し、地域の交流の場へ誘い出し、社会的孤立の解消を図っていきます。

## （3）日常生活支援体制の整備

### 今後の方向性

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で過ごすことができるよう、地域のつながり、支え合い、助け合いづくりをはじめとした生活支援を進めています。

## ① 地域支え合い推進会議の設置（地域福祉高齢課、社会福祉協議会）

- 地域における福祉課題について、地域住民やボランティア・NPO、専門職等の関係者が集い、話し合う「地域支え合い推進会議」を設置します。
- 市全体の福祉課題を議論の対象とする「第1層地域支え合い推進会議」に加え、小学校区単位の福祉課題を議論の対象とする「第2層地域支え合い推進会議」を設置します。
- 2種類の地域支え合い推進会議から地域の福祉課題を拾い上げ、課題の解決や市の福祉政策に反映させます。

② 生活支援コーディネーターの設置（社会福祉協議会）

- 地域における様々な活動や支え合いを発掘・発信し、自治会や民生委員・児童委員とボランティア・NPO等のネットワークの核となる生活支援コーディネーターを配置します。
- 市全体を活動範囲とする第1層生活支援コーディネーターに加え、小学校区を活動範囲とする第2層コーディネーターを配置します。

③ 生活支援ボランティアの育成（地域福祉高齢課、社会福祉協議会）

- 高齢者の生活支援等のニーズを踏まえ、社会福祉協議会と連携し、人材の把握及び育成に努め、地域での生活支援の担い手の育成・確保につなげます。



## (4) 日常生活支援サービスの充実

### 今後の方向性

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を継続していくようニーズに応じた生活支援サービスを、どの地域でも継続的、包括的に提供できるよう体制づくりに努めます。

#### ① 居宅介護者慰労事業（地域福祉高齢課）

- 要介護認定において要介護3以上と判定されて6か月以上経過しているかたなどを対象として、短期入所サービスを利用した場合（6か月の間に施設等への入所及び入院をしていないこと。）で、対象月のサービス利用日数の合計が11日未満の対象者に対して、最大4日間を限度に、介護保険サービス自己負担額の9割を助成することで家族介護の負担軽減を図ります。なお、申請は年6回を限度とします。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	51	64	65	65	65	65

#### ② 老人日常生活用品購入費助成事業（紙おむつ）（地域福祉高齢課）

- 家族介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、自宅において、寝たきりまたは認知症の状態にあり、常時介護を必要とする概ね65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつの購入費を助成します。助成金額は、1か月につき4,000円を限度とします。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	339	391	400	400	410	420

### ③ 緊急通報体制支援事業（地域福祉高齢課）

- 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または、寝たきり高齢者などを抱える高齢者のみの世帯を対象として、家庭での急病や事故に備えて、緊急通報装置を設置し、高齢者の安全確保を図るとともに、安否確認や相談を受けることにより、日常生活の不安を軽減します。機器の貸与と設置費用は無償とし、通話料金のみ利用者負担となります。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数(人)	257	274	295	310	320	330

### ④ 短期入所生活介護特別事業（地域福祉高齢課）

- 介護保険利用対象者及びその者を介護している家族が、疾病等にかかるなどの理由により在宅における介護ができない場合に、一時的に短期入所生活介護を行います。負担額は要介護状態により異なります。

### ⑤ 福祉機器等日常生活用具貸与事業（社会福祉協議会）

- 介護保険による福祉機器の貸与を受けられない人を対象に車いす・歩行器・四点杖を有料（一部無料）で貸し出し、在宅での安全確保と自立生活への支援を行っています。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
車いす(件)	54	61	65	70	70	70
歩行器(件)	5	4	5	5	5	5
四点杖(件)	1	1	1	1	1	1

### ⑥ 介護者家族の会（社会福祉協議会）

- 家庭において必要な介護の基本知識や技術の普及を図るため、家族介護者等を対象として、介護者家族の会の運営支援を行います。  
また、介護を行うご家族への周りの理解や負担軽減等も目的に、講座などを企画し積極的に呼びかけや啓発を行っていきます。

## ⑦ 福祉車両貸し出し（社会福祉協議会）

- 日常的に車いすを使用するなど、外出困難な方を対象に、燃料費のみ実費で福祉車両を貸し出しています。運転者は利用者が確保する必要があります。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
貸し出し件数(件)	32	58	65	70	70	70

## ⑧ ダイニングサポート事業（配食サービス）（地域福祉高齢課）

- 調理が困難な高齢者に昼・夕食の配達を継続的に実施し、栄養改善、介護予防及び自立した生活の支援を行うとともに、利用者の安否確認、健康状態の観察等を行っています。また、管理栄養士が必要に応じて継続的に相談指導を行います。利用者による自己負担があります。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	137	143	145	150	155	155
利用回数(回)	48,148	51,995	52,000	54,500	55,800	55,800

## ⑨ 買物等支援事業（社会福祉協議会）

- 買物等に行くことが困難な高齢者を対象に、社会福祉協議会が貸し出す車輌を利用し、買物等を支援する事業の実施に向け、地域住民及び関係団体と協議し、地域福祉活動の推進を図ります。また、事業に並行して買物に対する支援という観点からさまざまな支援の方法を検討することとします。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支援地区数(地区)	3	3	3	3	3	3
延べ利用者(人)	657	745	923	974	984	984

## ⑩ 高齢者タクシー助成事業（地域福祉高齢課）

- 市内の免許を所有しない世帯における 75 歳以上の高齢者で一定の条件に該当するかたへタクシーチケット（乗車 1 回あたり 540 円分を最大 24 枚）を発行して助成を行い、高齢者における社会生活の範囲を広げることにより福祉の増進を図ります。

## (5) 在宅医療・介護の連携の推進

### 今後の方向性

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域において継続して日常生活を送ることができるよう、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

#### ① 地域ケア会議（地域福祉高齢課）

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるために、多職種の専門職、地域の関係団体等が個別事例を通して地域の課題を共有し、課題解決に向け連携していきます。

#### ② 多職種連携のための研修会（地域福祉高齢課）

- 高齢者の日常生活圏域を基本にした各種サービスを円滑に利用できる環境の整備を進めます。また、介護等を必要とする高齢者の需要に対応し、地域の状況に合った包括的・継続的なケアを提供するための拠点である地域包括支援センターを中心として、研修会等を実施するなど職員の資質向上を図るとともに、介護支援専門員や居宅サービス事業者と緊密な連携を図りながら指導・支援していきます。

#### ③ 在宅医療・介護に関する市民への普及啓発

- 医療介護関係職種の連携だけでなく地域住民が、在宅医療や介護について理解し在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう講演会等を開催していきます。



### 3 認知症本人とその家族を支えるまちづくり

#### 現状と課題

認知症高齢者が増加傾向にある中で、認知症の早期発見、早期対応が重要となります。今後、認知症対策を進めていくうえで、最も重点を置く必要がある施策として「早期発見・早期診療のしくみづくり」の割合が約6割と最も高くなっています。本市では、認知機能が低下している人を早期発見・早期対応につなげていくために、新たに認知症ケアパスの構築や認知症初期集中支援チームによる認知症の人や家族への支援を取り組んでいます。今後も、認知症早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、小地域で認知症センター等、ボランティアや地域住民による見守りネットワークの構築、また、成年後見制度の利用促進等高齢者の権利擁護の取り組みも重要となってきます。

加えて、介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。主な介護者のかたが今後も働きながら介護を続けていけるかについて、「続けていくのは、かなり難しい」の割合が約1割となっています。また、仕事と介護の両立に効果があるものとして、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が約3割と最も高く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」が約2割となっています。在宅介護を推進するうえで、介護に携わる家族の負担の軽減や、仕事と介護の両立に向けた支援を行うことが重要です。



## (1) 認知症ケアの充実

### 今後の方向性

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現をめざします。認知症の早期発見・早期対策の推進のため、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員との連携を図りながら認知症の支援体制の強化を図ります。

#### ① 認知症ケアパスの構築（地域福祉高齢課）

○ 認知症の疑いのあるかたの早期受診・治療に結びつけられるように、適切なサービス提供の流れなど、医療と福祉の連携を一目で分かるように示した「認知症ケアパス」の活用を進めるとともに、医療機関のソーシャルワーカー等と連携し、要介護等認定申請など必要な保健福祉サービスへつながるように引き続き取り組みます。

#### ② 認知症予防等の講演会（介護予防普及啓発事業）（地域福祉高齢課）

○ 認知症予防等に関する基本的な知識を啓発するため、出前講座や講演会を開催します。

#### ③ 認知症初期集中支援チーム

○ 認知症のかたやその家族に早期に関わり、初期の段階から適切な診療や介護サービスへつなぐため、「認知症初期集中支援チーム」が、早期診断、早期対応の支援体制を構築します。

#### ④ 軽度認知障害（MCI）チェックテスト・MCI向け認知症予防教室（地域福祉高齢課）

○ MCIチェックテストを受けたかた全員に予防教室の参加を案内し、運動、食事、口の健康の大切さを伝え、自宅で行なえる内容を実施し認知症予防に努めていきます。また、一度だけの参加ではなく継続性を持ちながら進め、健康づくりや介護予防、その他いろいろな社会的つながりを持つこと等を重視していきます。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施場所数(場所)			5	5	5	5
チェックテスト 延べ参加人数(人)			200	250	300	300
予防教室延べ参加人数 (人)			45	50	60	60

## (2) 地域で認知症高齢者を支えるための体制の構築

### 今後の方向性

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及啓発の推進及び地域の見守り体制の強化を図ることにより、認知症高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

#### ① 認知症サポーター養成事業（介護予防普及事業〈認知症〉）（地域福祉高齢課）

- 依頼に応じて講師を派遣し支援していくとともに、認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバンメイトを増員し、認知症サポーター養成講座を効果的に開催することで、住民の認知症に対する理解を深め、認知症のかたやその家族を温かく見守る応援者を増やします。また、住民の認知症への理解を深めるため、広報やホームページをはじめ、地域包括支援センターと連携し、講座や講演会など認知症に関する普及・啓発活動を推進します。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	460	169	640	400	400	400
利用回数(回)	10	7	10	15	15	15

#### ② 地域密着推進ネットワーク会議（地域包括支援センター）

- 市内の地域密着型施設が相互に連携を図るために2か月に1回開催し、認知症予防の啓発、認知症サポーターの活用、認知症高齢者の見守りネットワーク形成について協議していきます。

### (3) 尊厳を守るための施策の推進

#### 今後の方向性

消費者被害や高齢者虐待に対する相談体制の充実など関係機関と連携した虐待防止の取り組みや権利擁護事業の継続・充実、成年後見制度の利用促進を図ります。

- 成年後見人制度の利用を支援し、被後見人の権利を擁護するとともに、講演会の開催や、パンフレットの作成等により、成年後見制度に関する啓発を行います。

### (4) 介護者への支援

#### 今後の方向性

家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援や場の充実を図ります。

##### ① 認知症カフェ（地域福祉高齢課・地域包括支援センター）

- 認知症のかたとその家族、介護福祉の専門職などが、気軽に集うことができ、日常生活上の不安や苦労、悩みなどの相談や情報交換、予防や症状改善をめざした活動を行ったりすることで、安心して過ごせるくつろぎの場を提供し負担軽減を図ります。

また、次の段階として、地域やご近所、友人知人等、幅広い、多世代での交流等につなげることで新たな関係を築き、理解を広め、よりいっそうの負担軽減に支援をします。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ開催開催数	-	-	14	36	48	48
延べ一般参加者数(人)	-	-	280	480	480	480
述べ本人・家族参加者数(人)	-	-	50	180	240	240



## 安心でやさしいまちづくり

### 現状と課題

ひとり暮らしの高齢者世帯や、高齢夫婦のみ世帯など、生活支援を必要とする高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域における見守りなどの地域福祉活動による支え合いが重要です。本市では、自治会・民生委員・社会福祉協議会の連携や、新聞販売店や郵便局など民間事業者との見守り協力事業所協定を締結しており、地域における見守り体制を推進しています。今後、地域における関係機関と連携を図るとともに、ボランティアを育成し、地域における見守り体制を強化していくことが必要です。

災害時については、平成23年の東日本大震災やその後の大規模自然災害などの発生により、防災に対する意識は高まっています。本市においても、新システムによる避難行動要支援者名簿の作成や防火訪問等を継続的に実施しており、日ごろから有事に備える準備を進めています。高齢者の中には、災害などの緊急時に避難することが難しい人も多く、今後も高齢者の避難支援体制の強化を進めていくことが重要です。

### (1) 住民参加による支援活動の活発化

#### 今後の方向性

自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や民間事業者等と連携し、高齢者の見守りや支え合い活動を促進し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、地域活動に参画する人材の育成に努めます。

##### ① 自治会（市民協働安全課・地域福祉高齢課・社会福祉協議会）

- 自治会が民生委員・児童委員などと協力をし、地域における健康意識の普及と地域助け合い活動の推進及び啓発を円滑に推進できるよう、社会福祉協議会と連携し支援していきます。

## ② 民生委員・児童委員（地域福祉高齢課）

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、また、地域の見守りネットワークづくりの中心的な役割を担い、幅広い活動を円滑に行ってもらうため、講習会を開催するなど支援します。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定員(人)	73	77	77	77	77	77
委員数(人)	73	72	73	77	77	77

## ③ 社会福祉協議会（地域福祉高齢課）

- ボランティア活動の促進、在宅福祉サービス、福祉教育などを推進し、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目的とした地域福祉の中心的担い手として活動している社会福祉協議会に対して支援します。さらに、地域包括ケアの推進を担う第1層生活支援コーディネーターとして、地域での多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築にあたり関係機関のネットワークの要としての役割を担っていきます。

## ④ 見守り協力事業所等連携事業（地域福祉高齢課）

- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのため、協力してもらえる事業所（新聞販売店や郵便局など）と協定を締結し、引き続き連携の強化と新規見守り協力事業所の参入による見守り体制の充実に取り組んでいきます。

## ⑤ 救急医療情報キット配布事業（地域福祉高齢課）

- 在宅の高齢者に対して、かかりつけの医療機関や疾病などの情報について記載するキットを配布することにより、緊急・救急時に関係者が必要な情報を円滑に把握できるようにします。

## ⑥ 福祉協力員（社会福祉協議会）

- 誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員と密接な連携を図りながら、高齢者世帯への見守り活動を行います。また、今後も、福祉協力員の必要性を啓発します。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
協力員数(人)	173	220	256	263	270	277
自治会数(自治会)	63	66	71	73	75	77

## ⑦ 介護マーク活用の推進（地域福祉高齢課）

- 介護するかたが介護中であることを周囲に理解してもらうため、介護マークの活用を推進します。また、民生委員・児童委員の定例会や自治会長の会議のほか、ケアマネサロンなど機会を通じて周知を図ります。

## ⑧ 防火訪問（消防署・地域福祉高齢課）

- 火災が発生しやすい季節に合わせ、ひとり暮らしなどの高齢者世帯を対象に、消防署と民生委員・児童委員による防火訪問を行います。

## (2) 災害時の支援体制の強化

### 今後の方向性

緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握、避難支援訓練の検討・実施など地域における支援体制の強化に努めます。

#### ① 避難行動要支援者名簿作成（市民協働安全課・地域福祉高齢課・福祉生活課）

- 災害が発生、またはそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、避難支援者等の生命、身体を災害から守る措置を実施するために必要な名簿を作成します。作成された名簿は、避難支援等関係者に提供し災害発生に備えます。さらに、災害が発生した際に支援が必要となる対象者を集約し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図ります。

区分	実績値			見込み値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
名簿登録者(人)	0	5,395	5,483	5,853	6,223	6,593



### (3) 住まいの確保・充実

#### 今後の方向性

社会的孤立や、健康上の不安、また経済的に不安定な、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、その状況に応じ安定的な居住を確保するための相談、情報提供の充実等に努めます。

#### ① 生活管理指導短期宿泊事業（養護老人ホームのショートステイ） (地域福祉高齢課)

○ 概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象として、疾病ではないが体調不良な状態に陥った場合など一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する生活指導や支援を行っています。

#### ② 養護老人ホーム（地域福祉高齢課）

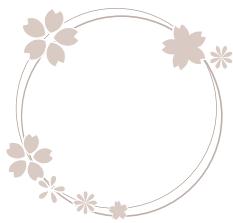
○ 身体上、精神上、環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な概ね 65 歳以上の高齢者が、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設です。もとす広域連合管内にある「老人福祉施設 大和園」と連携を強化し、入所者に必要な指導、支援等を行っていきます。

#### ③ ケアハウス（地域福祉高齢課）

○ 身体機能の低下などが認められ、または高齢などのため独立して生活するには不安が認められる 60 歳以上の人を対象に、食事、入浴、相談のサービスが提供され、必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる施設です。本市にある、特別養護老人ホーム「ほづみ園」に併設している「アミほづみ園」と協力し、地域との交流を支援します。また、養護老人ホームに関する相談に合わせて、地域包括支援センターと連携し、情報共有します。

#### ④ 住宅型有料老人ホーム（地域福祉高齢課）

○ 高齢者が日常生活を快適に送るためのサービスが付いた住居を確保します。



## 資料編



### 瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日  
条例第30号  
改正（略）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

#### （設置）

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

#### （担任事務）

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等（以下「審議等」という。）を行うものとする。

#### （組織）

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

#### （任期）

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

#### （専門委員）

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

#### （会長等）

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

#### （守秘義務）

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### （庶務）

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）（※関係分）

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会	老人福祉計画の策定及び推進について調査及び審議すること。	15人以内	保健、医療又は福祉の関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	3年	福祉部地域福祉高齢課



## 瑞穂市老人福祉計画策定経過

年 月 日	主 な 内 容
平成 29 年 8 月 9 日	第 1 回瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会
平成 29 年 11 月 6 日	第 2 回瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会
平成 29 年 12 月 25 日	第 3 回瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会
平成 30 年 1 月 22 日～ 平成 30 年 2 月 16 日	パブリックコメントを実施
平成 30 年 3 月 5 日	第 4 回瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会



## 瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

50 音順・敬称略

番号	所 属	氏 名
1	瑞穂市地域包括支援センター代表	天野 寛子
2	中部学院大学 教授	○ 大藪 元康
3	もとす医師会代表	◎ 國枝 武俊
4	民生委員・児童委員協議会代表	小森 秀夫
5	岐阜地域福祉事務所代表	園田 美樹
6	特別養護老人ホーム代表	玉城 栄之功
7	民生委員・児童委員協議会代表	所 史隆
8	市民公募	豊田 隆夫
9	みずほ女性の会代表	長尾 マツ子
10	瑞穂市社会福祉協議会代表	福与 香代子
11	自治会連合会代表	堀田 一義
12	グループホーム代表	松久 智子
13	介護する家族代表	森 健治
14	瑞穂市老人クラブ連合会代表	矢野 敏雄
15	瑞穂市シルバー人材センター代表	山本 訓男

◎=会長 ○=副会長

### 事務局

所 属	氏 名
福祉部長	森 和之
福祉部地域福祉高齢課課長	児玉 太
福祉部地域福祉高齢課総括課長補佐	青木 崇泰
福祉部地域福祉高齢課課長補佐	野津 浩行
福祉部地域福祉高齢課課長補佐	佐藤 文行



## 用語解説

### あ行

#### アウトリーチ

手を伸ばす、手を差し伸べるという意味。福祉分野においては、サービスの実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べて、利用を実現させるような取り組みを指します。

#### アセスメント

評価及び再評価。福祉分野においては、援助を受けている対象者の状態や容態を評価・再評価することを指します。

#### インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティアなどの制度に基づかない援助などが挙げられます。

#### NPO

平成 10 年（1998 年）12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。介護保険制度の導入に伴い、市民参加型在宅サービス組織等が介護保険事業者としての認可を受けるために、この法人格を取得するケースが増加しつつあります。

### か行

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

ケアマネジメントを行う資格取得者を指し、介護保険制度上、ケアプランの作成は、ケアマネジャーが行うこととされています。

#### ケアプラン

「いつ」「どこで」「どのようなサービスを」「なんのために」「だれが」「どの程度」「いつまで行うのか」など、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」です。

## ケアマネジメント

介護を必要としている人やその家族が持つ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うことです。

## 権利擁護

意思能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護をすることなどです。

## 高齢化率

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、我が国は30年ほどで移行しています。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。

## 高齢者虐待

高齢者に対し、心や体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うことをいいます。平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「経済的虐待」「性的虐待」を定義しています。

## さ行

### 在宅医療

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称です。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されています。地域住民ほか、民生委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

## シルバー人材センター

一定地域における居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人です。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する上で、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材のことです。特定の資格要件はありませんが、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある人、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人が担うこととされています。

## 生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目してとらえ直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取り組みの一次予防を重視したものになっています。

## 成年後見制度

財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被がいにあったりする恐れのある、病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行います。

## た行

### 団塊の世代

第2次大戦後の昭和 22~24 年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和 51 年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約 800 万人おり、平成 14~16 年の出生数約 340 万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。

## **地域ケア会議**

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、下記の掲げることなどを検討する会議です。

- ・医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- ・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- ・共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、更には介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

## **地域包括支援センター**

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として創設された機関で、高齢者への総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待への対応など多様な機能をあわせもつ機関です。

## **な行**

### **日常生活圏域**

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

### **認知症**

脳の障害によって起こる病気で、変性型認知症と脳血管性認知症の大きく2つに分けられます。老化による機能の低下とは異なります。

### **認知症カフェ**

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場のことです。

### **認知症ケアパス**

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのことをさします。

### **認知症サポーター**

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）です。

## 認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして認知症の人やその家族を支援する相談業務等役割を担います。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ります。

## は行

### バリアフリー化

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをさしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指しています。

### フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。具体的には、医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいておこなわれるサービス等が挙げられます。

## ま行

### 民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などです。

## 瑞穂市高齢者生き活きプラン

平成 30 年 3 月

発 行：岐阜県瑞穂市  
編 集：地域福祉高齢課

〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府 1283 番地（総合センター1階）  
TEL：058-327-4126 FAX：058-327-4143